

令和9年度

三重県工事発注に係る格付けのための技術者要件の認定について

令和8年10月

三重県 県土整備部 建設業課

三重県では、下記6業種について格付けを行っています。格付けは総合点と1級技術者数により行っています。令和9年6月適用の県工事発注に係る格付けに用いる1級技術者数の確認のため、以下により技術者要件の認定を行います。（1級技術者とは、2次検定合格者とします。）

つきましては、三重県に入札参加資格申請を提出されている方で下表の各ランク（○印）の格付けの対象となる方は、技術者要件の確認のため、所定の書類を提出してください。

なお、本認定を受けられませんか、令和9年度格付けに反映されませんので、ご注意ください。（上位ランクの格付けを希望されない方については、受審義務はありません。）

表

ランク	土木一式工事	建築一式工事	電気工事	管工事	舗装工事	造園工事
A	○	○	○	○	○	○
B	○	○	不要	不要	不要	不要
C	不要	不要				

※次年度の総合点が上位格付けの要件を満たすことが判明してからの受審は認められません。現在「不要」のランクの方においても、次年度に上位ランクの格付け要件を満たす可能性がある場合は、技術者要件の認定を受けてください。

令和9年度格付けの技術者要件

1	土木一式工事	
	Aランク	1級技術者5名以上 〔うち3名：公共工事の主任（監理）技術者又は現場代理人の実績〕
	Bランク	1級技術者2名以上 〔うち1名：公共工事の主任（監理）技術者又は現場代理人の実績〕
	Cランク	上記以外のもの
2	建築一式工事	
	Aランク	1級技術者3名以上
	Bランク	1級技術者1名以上
	Cランク	上記以外のもの
3	電気工事	
	Aランク	1級技術者3名以上
	Bランク	上記以外のもの
4	管工事	
	Aランク	1級技術者3名以上
	Bランク	上記以外のもの
5	舗装工事	
	Aランク	1級技術者5名以上（※2級技術者は2名で1名と数えます） 〔うち3名：公共工事の主任（監理）技術者又は現場代理人の実績〕
	Bランク	上記以外のもの
6	造園工事	
	Aランク	1級技術者2名以上
	Bランク	上記以外のもの

県外業者用説明書

- 総合点については、未定です。令和8年度発注標準を参考としてください。
- 各技術者については、認定基準日（令和8年11月1日）において6か月以上（5月1日以前から）継続して雇用関係にあること。
- 主任（監理）技術者の実績については認定基準日から見て過去5年以内に完成（引渡し）（令和3年11月1日から令和8年10月31日に完成認定を受けた工事）した工事を対象とします。
- 技術者調書に虚偽記載があった場合は、三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領別表資格（指名）停止措置基準第1条第1号（虚偽記載）により、資格（指名）停止措置を行うこととなります。

1 技術者要件

上 記 「令和9年度格付けの技術者要件」参照

2 必要となる書類（認定基準日：令和8年11月1日現在。以下、同様とします。）

次の（1）～（4）の書類を準備してください。

なお、提出書類についてはA4サイズにそろえて頂きますようお願いいたします。

（ホッチキス止め、ファイリングは不要です。クリップ止めにて提出願います。）

○全業種共通

（1）技術者調書（様式1）

※必ず控えを保管してください。

..... **提出**

- ア 認定基準日時点で継続した雇用を確認できる1級技術者および舗装に係る技術者を対象とします。
- イ 技術者の資格は、添付されている**技術者資格コード表（1）**及び**技術者資格コード表（2）**を参照して記入してください。なお、工事実績のみの認定は行いません。
- ウ 舗装工事の格付けを希望される方は、技術者資格コード表（2）についてのみ該当する技術者も記載できます。
- エ 格付けを希望する業種に関係のないコードは記入しないでください。
- オ 技術者資格コード表にないコードは記入しないでください。
- カ 有資格者及び有資格区分コードの記入は格付けに係る必要最低限としてください（必要数を超える部分については審査しません）。
- キ 記入方法に従っていただかないと、格付けに反映できない場合があります。
- ク このほか、この説明書、様式1（県外業者用）技術者調書に記載されている事項をよく読んで記載してください。

（2）技術者調書に記載した技術者の資格を確認できる書類

..... **写し・提出**

- ア 技術者調書に記載した資格に関する資格証をご用意ください。（合格証明書、免許証または監理技術者資格者証等のいずれかの**写し**）
- イ 大臣認定に係る資格は認めていません。
- ウ 技術者要件を満たす人数分の書類が必要です。

(3) 技術者調書に記載した技術者の継続した雇用状況を証明する書類（様式2）

..... **提出**

ア 技術者経歴書（様式2参照） ※技術者経歴書への押印は不要です

(ア) 認定基準日（令和8年11月1日）時点において、6か月以上の継続した雇用（5月1日～10月31日）を確認します。

(イ) 所有資格については、技術者調書に記載の資格を全て記載してください。

(ウ) 職歴については、入社から現在に至るまでの経歴（略歴で結構です）を記載してください。

○土木一式工事、舗装工事のみ

(4) 技術者調書に記載した技術者の、過去5年以内に公共工事（単独又は共同企業体の構成員として元請けした工事に限ります）に主任（監理）技術者又は現場代理人として従事した実績を確認できる書類

..... **写し・提出**

次のア、イのいずれかにより、受注した工事が公共工事で、過去5年以内に主任（監理）技術者又は現場代理人として従事したことを確認します。ただし、現場代理人として従事した実績については、コリンズ登録工事に限定します。

ア コリンズ登録を義務付けている工事の実績

(a) 登録内容確認書（工事实績） ※竣工登録されたものに限ります。

イ コリンズ登録を義務付けていない工事の実績（下記（a）～（d）全て）

(a) 発注機関が発行した完成認定書（写し）等

(b) 工事内容が確認できるものとして、契約書、仕様書（変更含む）及び現場代理人選任通知書等

(c) 工事の発注に対応した建設業許可業種が分かるものとして、入札公告（当該工事の入札公告であること及び許可業種が分かる部分のみで可）等

(d) 技術者がその工事に配置されていたことを証する書類として技術者従事証明書

※技術者従事証明書への押印は不要です

ウ 注意事項

(a) 主任（監理）技術者又は現場代理人の実績については認定基準日（令和8年11月1日）から見て過去5年以内に完成（引渡し）（2021年（令和3年）11月1日から2026年（令和8年）10月31日に完成認定を受けた工事）した工事を対象とします。

(b) 実績要件は完成（引渡し）時点で主任（監理）技術者又は現場代理人であることとします。ただし、少なくとも後半半期以上従事していないと認められません。

(c) 土木一式工事の格付けにおいては土木一式工事の実績、舗装工事の格付けにおいては舗装工事の実績が必要となります（工事实績のみの認定は行いません）。

(d) 他工種と同時発注されている舗装工事においては、直接工事費のうち、上層路盤工・基層工・表層工の工事費の合計が過半を占める工事としますが、その内容を証明する資料（発注者の設計書等）を提示してください。

(e) 技術者要件を満たす人数分が確認できれば可とします。

(f) 工事とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいいます。

(g) 公共工事とは、公共機関等（国の機関、地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体）、法人税法（昭和40年法律第34号）

別表第1に掲げる公共法人又は国土交通省令で定める法人（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人）発注の工事をいいます。

3 舗装工事の技術者に関する追加説明

舗装工事の技術者の資格については、他の業種（土木・建築・電気・管・造園）と以下の点において技術者の認定の仕方が異なっています。

- (1) 認定基準日（令和8年11月1日）の6か月前（5月1日以前）から継続して雇用関係にある技術者が5名以上いること。

ただし、二級技術者は2名で1名と数えます。（二級技術者とは、2次検定合格者とします。）

- (2) 5名以上の技術者の資格は次のいずれかであること。**（組み合わせて5名以上で可。）**

- ア 一級土木施工管理技士 （建設業法 技術検定）
- イ 一級建設機械施工管理技士 （建設業法 技術検定）
- ウ 二級建設機械施工管理技士 （建設業法 技術検定） ※
ただし、部門は第3種、第4種、第5種に限る。
- エ 一級舗装施工管理技術者
- オ 二級舗装施工管理技術者 ※
- カ 技術士（建設）

※注：二級技術者は**2名で一級技術者1名相当とします。**

- (3) 技術者の舗装工事の実績について、当該工事が他工種と一体として発注されている場合、**直接工事費のうち上層路盤工・基層工・表層工の工事費の合計が過半を占める工事を舗装工事の実績として認定します。**この場合は内容が確認できる資料（発注者の設計書等）をご用意ください。

県外業者用説明書

(技術者・工事実績の例)

氏 名	生 年 月 日	有資格区分コード (※2)	公共工事実績 (※3) 有の場合「1」	
			土木	舗装
三重 太郎	(元号) 年 月 日 S 1 2 0 2 0 3	確認 113 確認 確認 確認 確認 確認 確認	確認 確認	確認 確認
三重 次郎	S 2 3 0 5 0 5	確認 111 確認 確認 確認 確認 確認 確認	確認 確認	確認 1
三重 三郎	S 3 5 0 7 0 7	確認 113 確認 確認 確認 確認 確認 確認	確認 確認	確認 1
三重 史郎	S 3 7 1 1 0 8	確認 992 確認 確認 確認 確認 確認 確認	確認 確認	確認 1
三重 五郎	S 4 3 0 3 0 3	確認 312 確認 確認 確認 確認 確認 確認	確認 確認	確認 確認
三重 六郎	S 5 8 0 4 2 9	確認 991 確認 確認 確認 確認 確認 確認	確認 確認	確認 確認

	技術者	工事実績
三重太郎	1	0
三重次郎	1	1
三重三郎	1	1
三重史郎	0.5	1
三重五郎	0.5	0
三重六郎	1	0

上記の申請の場合、二級資格のみの技術者は0.5名相当として計算します。

工事実績は、二級資格の技術者の実績も1名として計算します。

このことから、技術者は5名うち公共工事の実績保有者3名となります。

4 送付先 ・ お問い合わせ先等

- (1) 必要書類を揃え、電子申請届出システム(LoGo フォーム)又は郵送により提出してください。
また、提出書類に関するお問い合わせも、以下までお願いします。

①電子申請届出システム(LoGo フォーム)の場合

以下の申込みフォームから、画面の案内に従って必要書類を提出してください。

＜申込みフォーム＞ <https://logoform.jp/form/8vMX/1822982>

②郵送の場合

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県 県土整備部 建設業課 入札制度班 担当

TEL:059-224-2723 FAX:059-224-3290

※提出書類に不備や不明な点があった際の問い合わせについても、上記からさせていただきます。

(2) 提出期限

令和8年11月30日(月)必着

※ 注 意 (1)

この令和9年度格付けに係る技術者要件の認定手続をされませんと、令和9年6月1日の格付けに反映されませんのでご注意ください。

※ 注 意 (2)

提出書類の年度誤りについては、再提出をお願いしております。

県外業者用説明書

別 表

1. 提出書類一覧

業 種	コード	提 出 書 類				必要員数
		様式1 技術者 調 書	資格者証 技術者証 (写し)	様式2 経歴書	コリンズ等、工事实 績を確認できる書類	
土木一式	01	○	○	○	○ (土木一式工事の実績)	A ランク 5名分 実績はうち3名分 B ランク 2名分 実績はうち1名分
建築一式	02	○	○	○	—	A ランク 3名分 B ランク 1名分
電気工事	08	○	○	○	—	A ランク 3名分
管工事	09	○	○	○	—	A ランク 3名分
舗装工事	13	○	○	○	○ (舗装工事の実績)	A ランク 5名分 実績はうち3名分
造園工事	23	○	○	○	—	A ランク 2名分

2. 工事实績を確認できる書類一覧

(1) コリンズ登録を義務付けている工事の場合

①登録内容確認書（工事实績）	必須（竣工登録されたものに限りです）
②発注者の設計書等	舗装工事で、他工種と一体として発注されている場合に必要

(2) コリンズ登録を義務付けていない工事の場合

①完成認定書（写し）等	<u>①～⑥は全て必須</u>
②契約書（変更含む）	
③仕様書（変更含む）	
④現場代理人選任通知書等	
⑤入札公告等	
⑥技術者従事証明書	
⑦発注者の設計書等	舗装工事で、他工種と一体として発注されている場合に必要